

厚生労働省後援リンパ浮腫研修
運営委員会規程

厚生労働省後援リンパ浮腫研修 運営委員会規定

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、厚生労働省後援リンパ浮腫研修運営委員会（以下、「運営委員会」という。）と称す。

(事務所)

第2条 運営委員会は、主たる事務所を東京都千代田区一番町 29-2 一番町進興ビル一般財団法人ライフ・プランニング・センター内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 運営委員会は、リンパ浮腫に対する知識とその治療に関する技術の両面に精通する医療従事者（医師、看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師）を育成することにより、がん患者の療養生活の質の向上等に関する事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 運営委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) リンパ浮腫治療に対する啓発・普及に関する医療従事者向けの研修会等の開催と内容の認定
- (2) リンパ浮腫患者に対する療養生活の質の確保と向上に関する調査・研究
- (3) リンパ浮腫治療に関する広報活動、情報提供
- (4) その他この委員会の目的を達成するために必要な事業

2 事業を行うため、以下の部会を設置する。運用については、別に運用内規で定める。

- (1) 利益相反部会
- (2) 研修会カリキュラム検討・試験問題作成部会
- (3) 教育評価認定部会
- (4) 調査・研究部会
- (5) 広報部会
- (6) 協力団体交流研修会検討部会
- (7) その他

第3章 運営委員会の構成員

(種別)

第5条 運営委員会の構成は、第3条の目的に賛同し、事業の推進に協力する団体で構成する。

2 第5条の構成員のほか、外部構成員として厚生労働省健康局がん対策・健康増進課の代表者を置く。

3 構成員は、運営委員会の決議により、変更することができる。

第4章 運営委員

(運営委員)

第6条 運営委員会は、前条の各構成員から推薦された2名以内の運営委員を置く。

2 運営委員のうち1名を運営委員長、1名を運営副委員長とする。

3 本会において特に功績のあった運営委員で、運営委員会において承認された者を「顧問」とすることができる。顧問は運営委員会に出席することができる。

(運営委員長等の選任)

第7条 運営委員長及び運営副委員長は運営委員の互選によって選任する。

2 運営委員長及び運営副委員長の任期は、委員の任期に準じ、再任は妨げない。任期途中での選任任期は前任者の在任期間とする。

(運営委員長等の解任)

第8条 運営委員長及び副運営委員長が次のいずれかに該当するときは、運営委員会の決議により解任することができる。この場合、運営委員長及び副運営委員長に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この規定等に違反したとき

(2)運営委員会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(職務及び権限)

第9条 運営委員長は運営委員会を代表し、その業務を執行し、運営副委員長は運営委員長を補佐し業務を分担執行する。

2 運営委員は運営委員会を構成し、この規定の定め及び運営委員会の決議に基づき業務を執行する。

(委員の任期)

第10条 運営委員の任期は2年とし、再任は妨げない。補充により選出された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第11条 運営委員が次のいずれかに該当するときは運営委員会の決議によって解任することができる。この場合その運営委員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この規定等に違反したとき。

(2)運営委員会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第5章 運営委員会

(権能)

第12条 運営委員会は、以下の事項について決議する。

(1) 事業計画

(2) 事業報告の内容

- (3) 組織及び運営
- (4) 規定の変更
- (5) 解散又は合併
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第13条 運営委員会は、運営委員長の求めに応じて開催する。

2 運営委員の1/2以上の求めがある場合、運営委員長は運営委員会を開催しなければならない。

(議長)

第14条 運営委員会の議長は運営委員長がこれに当たる。

(決議)

第15条 運営委員会の議事は、運営委員の過半数が出席し、出席した運営委員の多数決で決定する。

2 運営委員長は、やむを得ない場合は電子媒体等で決議を図ることができる。

(表決権等)

第16条 各運営委員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、委任状をもって運営委員会における表決権の行使を委任することができる。この場合、委任した運営委員は出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 運営委員会の議事については議事録を作成し、電子媒体の審議のうえ策定する。

第6章 規定の変更、解散及び合併

(規定の変更)

第18条 この規定は、運営委員会の決議により変更することができる。

(解散及び合併)

第19条 運営委員会は、運営委員会の決議により解散及び合併することができる。

第7章 雑則

(細則)

第20条 この規定の施行について必要な細則は、運営委員会の決議を経て、運営委員長がこれを定める。

附 則

- 1 この内規は、この委員会の設立の日、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この委員会の設立当初の構成員は、次に掲げる団体とする。

- (1) 一般社団法人 日本がん看護学会
- (2) 一般社団法人 日本形成外科学会
- (3) 一般社団法人 日本作業療法士協会
- (4) 一般社団法人 日本乳癌学会
- (5) 公益社団法人 日本婦人科腫瘍学会
- (6) 公益社団法人 日本理学療法士協会
- (7) 公益社団法人 日本リハビリテーション医学会
- (8) 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会
- (9) 日本静脈学会
- (10) 日本リンパ学会
- (11) 一般財団法人 ライフ・プランニング・センター

3 この委員会の設立当初の運営委員は、次に掲げる者とする。

委員長 辻 哲也 慶應義塾大学医学部

委員

作田 裕美	大阪市立大学大学院
増島 麻里子	千葉大学大学院
光嶋 勲	東京大学医学部
山本 有平	北海道大学大学院医学研究科・医学部
高島 千敬	大阪大学医学部附属病院
吉澤 いづみ	東京慈恵会医科大学附属病院
矢形 寛	聖路加国際病院
宇津木 久仁子	公益財団法人 がん研有明病院
渡利 英道	北海道大学医学部
高倉 保幸	埼玉医科大学
小野田 英也	公益社団法人日本理学療法士協会
近藤 国嗣	東京湾岸リハビリテーション病院
奥 朋子	千葉大学医学部附属病院
小川 佳宏	リムズ徳島クリニック
岩田 博英	愛知医科大学
廣田 彰男	広田内科クリニック
北村 薫	医療法人社団ナグモ会 ナグモクリニック福岡

4 この委員会の具体的事業活動及び構成団体の役割は別に細則を示す。

附 則

この内規は平成26年4月1日から施行する。

附 則

2019年3月23日から規定として一部改定する。

2020年7月11日から規定として一部改定する。

「厚生労働省後援リンパ浮腫研修運営委員会」細則

(目的)

第1条 この細則は、「厚生労働省後援リンパ浮腫研修運営委員会」(以下、「運営委員会」という。)の具体的事業及び構成員の役割について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 運営委員会が実施する規定第2条にいう事業の具体的内容は、以下に掲げるものとする。

- (1) リンパ浮腫診療に対する啓発・普及に関する医療従事者向けの研修会等の開催と検証
 - ① がん診療に携わる医療従事者を対象に、「リンパ浮腫複合的治療料に関する施設基準(第47の3の2)ウ(イ)」に基づいた研修開催のための支援
 - ② 国内の専門的リンパ浮腫教育の評価システムの構築および評価システムに基づいた評価の実施と内容の認定
 - ③ 国内で専門的リンパ浮腫教育を行っている団体等への教育の質の向上を目的とした研修会開催等の支援
- (2) リンパ浮腫患者に対する療養生活の質の確保と向上に関する調査・研究
 - ① 調査研究事業等によるアンケート調査等の実施、報告書の作成
- (3) リンパ浮腫診療に関する広報活動、情報提供
 - ① 調査研究事業等の報告書、運営委員会の決定内容等のホームページ掲載による情報提供
- (4) その他運営委員会が目的を達成するために必要な事業
 - ① 国内でリンパ浮腫教育を行っている団体等の交流の促進

(部会の設置)

第3条 第2条の事業を実施するため、部会を置く。

- (1) 研修会カリキュラム検討・試験問題作成部会(第2条(1)①)
 - (2) 教育評価認定部会(第2条(1)②)
 - (3) 調査・研究部会(第2条(2)①)
 - (4) 広報部会(第2条(3)①)
 - (5) 協力団体交流研修会検討部会(第2条(1)③・(4)①)
- 2 各部門は、運営委員長が運営委員会の決議を経て委嘱する部会長のほか、運営委員会で推薦された者で組織する。

(資金の拠出等)

第4条 事業開始および事業継続中には、一般財団法人ライフ・プランニング・センターを除く構成員から資金の拠出は行わない。

- 2 事業実施にあたっては、運営委員会で十分に検討し、無理のない収支で事業が継続的に実施できるように計画する。

(構成員の役割)

第5条 本細則にいう事業のほかは、運営委員会の決定に則り、全構成員が協力して事業を推進する。

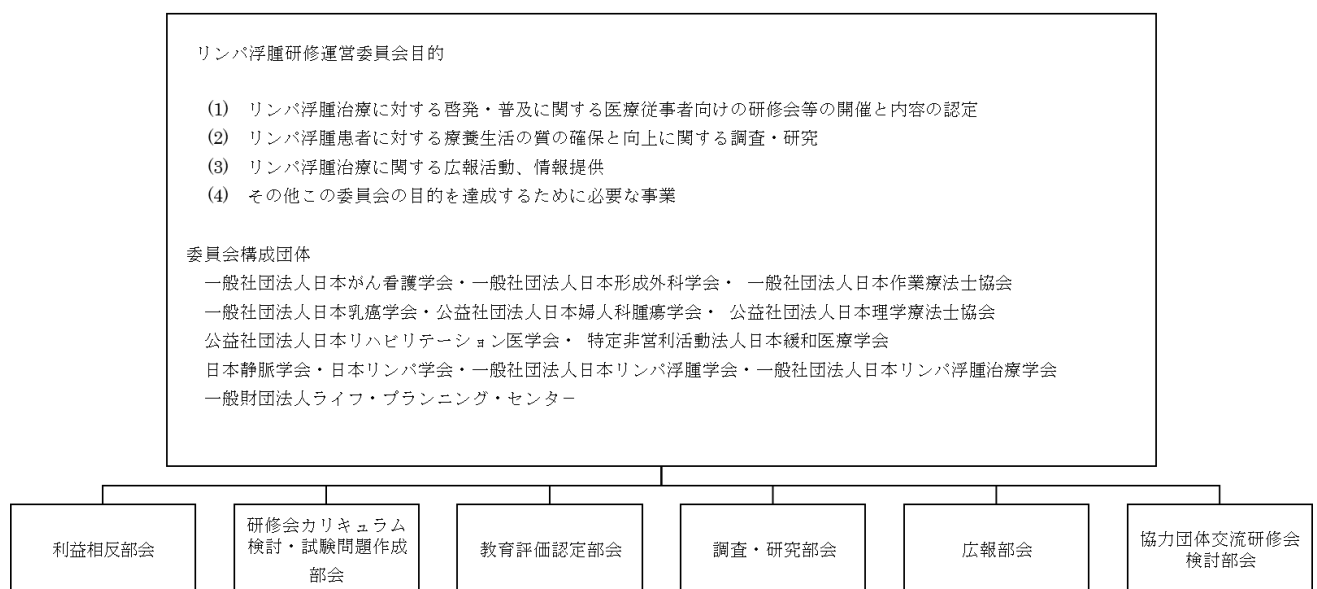
- 2 一般財団法人ライフ・プランニング・センターは、構成員と厚生労働省健康局 がん対策・

健康増進課の協力を得ながら、事業の主体責任者として規定に示した事業を実施し、その結果について責任を持つ。

附 則

- 1 この内規は平成26年4月1日から施行する。
- 2 2019年4月1日から施行する。
- 3 2020年4月1日から施行する。
- 4 2020年7月11日から施行する。

概念図



利益相反部会運用内規

目的)

第1条 この運用内規は、規定第4条の2に基づき設置する「利益相反(COI)部会)」(以下、「部会」という。)の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(担当事業)

第2条 部会は、以下の事業を担当する。

- (1) 新リンパ浮腫研修に関係する利益相反に関する事項の検討
- (2) 新リンパ浮腫研修に関係する利益相反の管理
- (3) その他、運営委員会の求めに応じる事業
- (4) その他、部会が必要とする事業

(部会の構成)

第3条 部会は、以下の者で構成する。

- (1) 運営委員長が、運営委員会の決議を経て委嘱する部会長
- (2) 運営委員会で推薦された者
- (3) 各構成員から推薦され、運営委員長が委嘱する者

(部員の任期)

第4条 部員の任期は、運営委員会の任期とする。ただし、再任は妨げない。

(部会の開催)

第5条 部会は、以下の要件で開催する。

- (1) 部会長が招集するとき
- (2) 運営委員会の開催の求めがあるとき
- (3) 部会員の過半数以上から開催の求めがあるとき

(事業遂行の報告)

第6条 部会は、事業の進捗や実施の状況等について、部会長が運営委員会に報告する。

(運用内規の改廃)

第7条 この運用内規は、必要に応じて、運営委員会で改廃することができる。

(雑則)

第8条 この運用内規で定めるもののほか、部会の運用に必要な事項は必要に応じて部会長が定める。

2 前項で必要に応じて部会長が定めた項目は、運営委員会に報告する。

附則

2020年7月11日から施行する。

研修会カリキュラム検討・試験問題作成部会運用内規

(目的)

第1条 この運用内規は、規定第4条の2に基づき設置する「研修会カリキュラム検討・試験問題作成部会」（以下、「部会」という。）の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(担当事業)

第2条 部会は、以下の事業を担当する。

- (1) 新リンパ浮腫研修の開催のためのカリキュラムの検討
- (2) 新リンパ浮腫研修のカリキュラム検討のための調査研究
- (3) 新リンパ浮腫研修会のための試験問題の作成
- (3) その他、運営委員会の求めに応じる事業
- (4) その他、部会が必要とする事業

(部会の構成)

第3条 部会は、以下の者で構成する。

- (1) 運営委員長が運営委員会の決議を経て委嘱する部会長
- (2) 運営委員会で推薦された者

(部員の任期)

第4条 部員の任期は、運営委員会の任期とする。ただし、再任は妨げない。

(部会の開催)

第5条 部会は、以下の要件で開催する。

- (1) 部会長が招集するとき
- (2) 運営委員会の開催の求めがあるとき
- (3) 部員の過半数以上から開催の求めがあるとき

(事業遂行の報告)

第6条 部会は、事業の進捗や実施の状況等について、部会長が運営委員会に報告する。

(運用内規の改廃)

第7条 この運用内規は、必要に応じて、運営委員会で改廃することができる。

(雑則)

第8条 この運用内規で定めるもののほか、部会の運用に必要な事項は必要に応じて部会長が定める。

- 2 前項で必要に応じて部会長が定めた項目は、運営委員会に報告する。

附則

この運用内規は、2019年3月23日から施行する。

教育評価認定部会運用内規

(目的)

第1条 この運用内規は、規定第4条の2に基づき設置する「教育評価認定部会」（以下、「部会」という。）の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(担当事業)

第2条 部会は、以下の事業を担当する。

- (1) 「専門的なリンパ浮腫研修に関する教育要綱」（厚生労働省委託事業「がんのリハビリテーション研修」リンパ浮腫研修委員会）に沿った研修の国内のリンパ浮腫教育の評価システムの構築
- (2) 上記の評価システムに基づいた国内の専門的リンパ浮腫教育（研修会）の評価の実施
- (3) 評価結果に基づいた国内の専門的リンパ浮腫教育（研修会）の認定
- (4) その他、運営委員会の求めに応じる事業
- (5) その他、部会が必要とする事業

(部会の構成)

第3条 部会は、以下の者で構成する。

- (1) 運営委員長が、運営委員会の決議を経て委嘱する部会長
- (2) 運営委員会で推薦された者

(部員の任期)

第4条 部員の任期は、運営委員会の任期とする。ただし、再任は妨げない。

(部会の開催)

第5条 部会は、以下の要件で開催する。

- (1) 部会長が招集するとき
- (2) 運営委員会の開催の求めがあるとき
- (3) 部会員の過半数以上から開催の求めがあるとき

(事業遂行の報告)

第6条 部会は、事業の進捗や実施の状況等について、部会長が運営委員会に報告する。

(運用内規の改廃)

第7条 この運用内規は、必要に応じて、運営委員会で改廃することができる。

(雑則)

第8条 この運用内規で定めるもののほか、部会の運用に必要な事項は必要に応じて部会長が定める。

2 前項で必要に応じて部会長が定めた項目は、運営委員会に報告する。

附則

- 1 この運用内規は、2019年4月1日から施行する。
- 2 2020年4月1日から施行する。
- 3 2020年7月11日から施行する。

調査・研究部会運用内規

(目的)

第1条 この運用内規は、規定第4条の2に基づき設置する「調査・研究部会」(以下、「部会」という。)の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(担当事業)

第2条 部会は、以下の事業を担当する。

- (1) リンパ浮腫患者に対する療養生活の質の確保と向上に関する調査・研究
- (2) 上記の調査・研究に基づいた報告書の作成等
- (3) その他、運営委員会の求めに応じる事業
- (4) その他、部会が必要とする事業

(部会の構成)

第3条 部会は、以下の者で構成する。

- (1) 運営委員長が、運営委員会の決議を経て委嘱する部会長
- (2) 運営委員会で推薦された者

(部員の任期)

第4条 部員の任期は、運営委員会の任期とする。ただし、再任は妨げない。

(部会の開催)

第5条 部会は、以下の要件で開催する。

- (1) 部会長が招集するとき
- (2) 運営委員会の開催の求めがあるとき
- (3) 部会員の過半数以上から開催の求めがあるとき

(事業遂行の報告)

第6条 部会は、事業の進捗や実施の状況等について、部会長が運営委員会に報告する。

(運用内規の改廃)

第7条 この運用内規は、必要に応じて、運営委員会で改廃することができる。

(雑則)

第8条 この運用内規で定めるもののほか、部会の運用に必要な事項は必要に応じて部会長が定める。

- 2 前項で必要に応じて部会長が定めた項目は、運営委員会に報告する。

附則

この運用内規は、2019年4月1日から施行する。

広報部会運用内規

(目的)

第1条 この運用内規は、規定第4条の2に基づき設置する「広報部会」(以下、「部会」という。)の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(担当事業)

第2条 部会は、以下の事業を担当する。

- (1) リンパ浮腫診療に関する広報活動、情報提供のためのホームページの運用と管理等
- (2) 上記のホームページ運用と管理のためのコンテンツの作成等
- (3) その他、運営委員会の求めに応じる事業
- (4) その他、部会が必要とする事業

(部会の構成)

第3条 部会は、以下の者で構成する。

- (1) 運営委員長が、運営委員会の決議を経て委嘱する部会長
- (2) 運営委員会で推薦された者

(部員の任期)

第4条 部員の任期は、運営委員会の任期とする。ただし、再任は妨げない。

(部会の開催)

第5条 部会は、以下の要件で開催する。

- (1) 部会長が招集するとき
- (2) 運営委員会の開催の求めがあるとき
- (3) 部会員の過半数以上から開催の求めがあるとき

(事業遂行の報告)

第6条 部会は、事業の進捗や実施の状況等について、部会長が運営委員会に報告する。

(運用内規の改廃)

第7条 この運用内規は、必要に応じて、運営委員会で改廃することができる。

(雑則)

第8条 この運用内規で定めるもののほか、部会の運用に必要な事項は必要に応じて部会長が定める。

- 2 前項で必要に応じて部会長が定めた項目は、運営委員会に報告する。

附則

この運用内規は、2019年4月1日から施行する。

協力団体交流研修会検討部会運用内規

(目的)

第1条 この運用内規は、規定第4条の2に基づき設置する「協力団体交流研修会検討部会」(以下、「部会」という。)の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(担当事業)

第2条 部会は、以下の事業を担当する。

- (1) 国内でリンパ浮腫教育を行っている団体等への教育の質の向上を目的とした研修会開催等の支援
- (2) 国内でリンパ浮腫教育を行っている団体等の交流の促進
- (3) その他、運営委員会の求めに応じる事業
- (4) その他、部会が必要とする事業

(部会の構成)

第3条 部会は、以下の者で構成する。

- (1) 運営委員長が、運営委員会の決議を経て委嘱する部会長
- (2) 運営委員会で推薦された者

(部員の任期)

第4条 部員の任期は、運営委員会の任期とする。ただし、再任は妨げない。

(部会の開催)

第5条 部会は、以下の要件で開催する。

- (1) 部会長が招集するとき
- (2) 運営委員会の開催の求めがあるとき
- (3) 部会員の過半数以上から開催の求めがあるとき

(事業遂行の報告)

第6条 部会は、事業の進捗や実施の状況等について、部会長が運営委員会に報告する。

(運用内規の改廃)

第7条 この運用内規は、必要に応じて、運営委員会で改廃することができる。

(雑則)

第8条 この運用内規で定めるもののほか、部会の運用に必要な事項は必要に応じて部会長が定める。

- 2 前項で必要に応じて部会長が定めた項目は、運営委員会に報告する。

附則

この運用内規は、2019年4月1日から施行する。

【運営委員会（運営委員）の構成員の内規】

規定

第5条

3 構成員は、運営委員会の決議により、変更することができる。

<内規>

上記の基づき、構成員の変更の要件を以下とする。

1. 規定第3条の目的に賛同する団体であること
2. 規定第4条の事業の推進に協力する団体であること
3. 規定第5条の3により、運営委員会の決議により、変更することに同意する団体であること
 - ・規定等に違反した行為をしたとき
 - ・運営委員会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - ・その他の事由により、運営委員会で決議を受けたとき

本内規は、2019年4月1日より適用する。